

第11節 土砂災害応急対策計画

第1項 市及び関係機関相互の情報連絡

第2項 警戒体制の確立

第3項 災害発生時の報告

第4項 救助活動

《 基本方針 》

土砂災害は、ひとたび発生すると、多数の人命と財産が瞬時に失われてしまう特徴を認識し、関係機関は、危険の切迫する前に充分余裕をもって対策を実施する。

第1項 市及び関係機関相互の情報連絡

1. 災害原因情報の収集・伝達経路

市及び関係機関は、本章第4節「気象予報・警報等伝達計画」及び第5節「被害情報収集伝達計画」を活用し、緊密な連携のもとに災害情報の収集に努めるものとする。

特に、大雨洪水注意報・警報の伝達周知については、各危険地域の危険性を考慮し徹底を図る。

2. 前兆現象（異常現象）の把握

市及び関係機関は、所管する各危険地域のパトロールを実施して、前兆現象の把握に努める。

3. 降雨状況の把握

警戒体制をとる場合の雨量基準に注意し、各危険地域の雨量測定を行う等の降雨状況の把握に努める。

第2項 警戒体制の確立

1. 警戒体制の確立

市は、気象業務法に基づいて発表される注意報、警報等に注意し、時期を失することなく速やかに警戒体制を確立する。

(1) 定義

- 1) 第1次警戒体制：危険区域の警戒巡視や住民等への広報を行う。
- 2) 第2次警戒体制：住民への避難準備の広報や避難の指示の処置を行う。

(2) 急傾斜地崩壊危険箇所の場合

1) 警戒体制の基準

第3章、第1節、第1項「災害対策本部組織及び災害警戒本部組織計画」に準じる。

2) 警戒体制の実施

《第1次警戒体制の場合》

- ア. 防災パトロールを実施する。
- イ. 必要に応じて、警戒区域の設定を行う。

《第2次警戒体制の場合》

- ア. 住民等に避難準備の広報を行う。
- イ. 必要に応じて、避難勧告・指示を行う。
- ウ. 消防団等の活動を要請する。

(3) 土石流発生危険渓流の場合

雨量の目安は(2)に準ずる。

1) 警戒体制の実施

《第1次警戒体制の場合》

- ア. 防災パトロールを実施する。
- イ. 必要に応じて、警戒区域の設定を行う。
- ウ. 消防団等の活動を要請する。

《第2次警戒体制の場合》

- ア. 住民等に避難準備の広報を行う。
- イ. 必要に応じて、災害救助法に基づく避難勧告・指示を行う。

(4) 地すべり地の場合（地すべり現象が現れた場合）

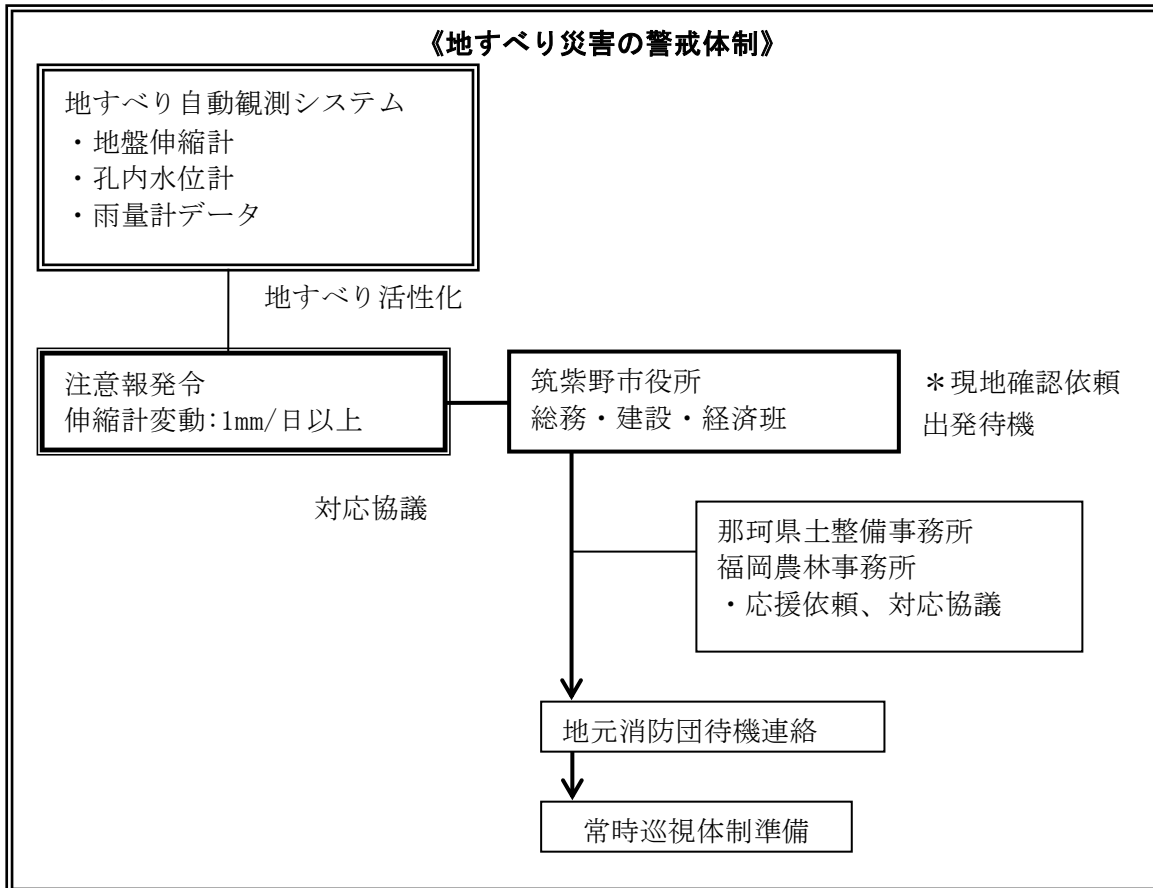
地すべり現象が表れた場合、市はただちに現地において伸縮計等を設置し、以下の対応を実施する。

1) 警戒・避難体制の基準

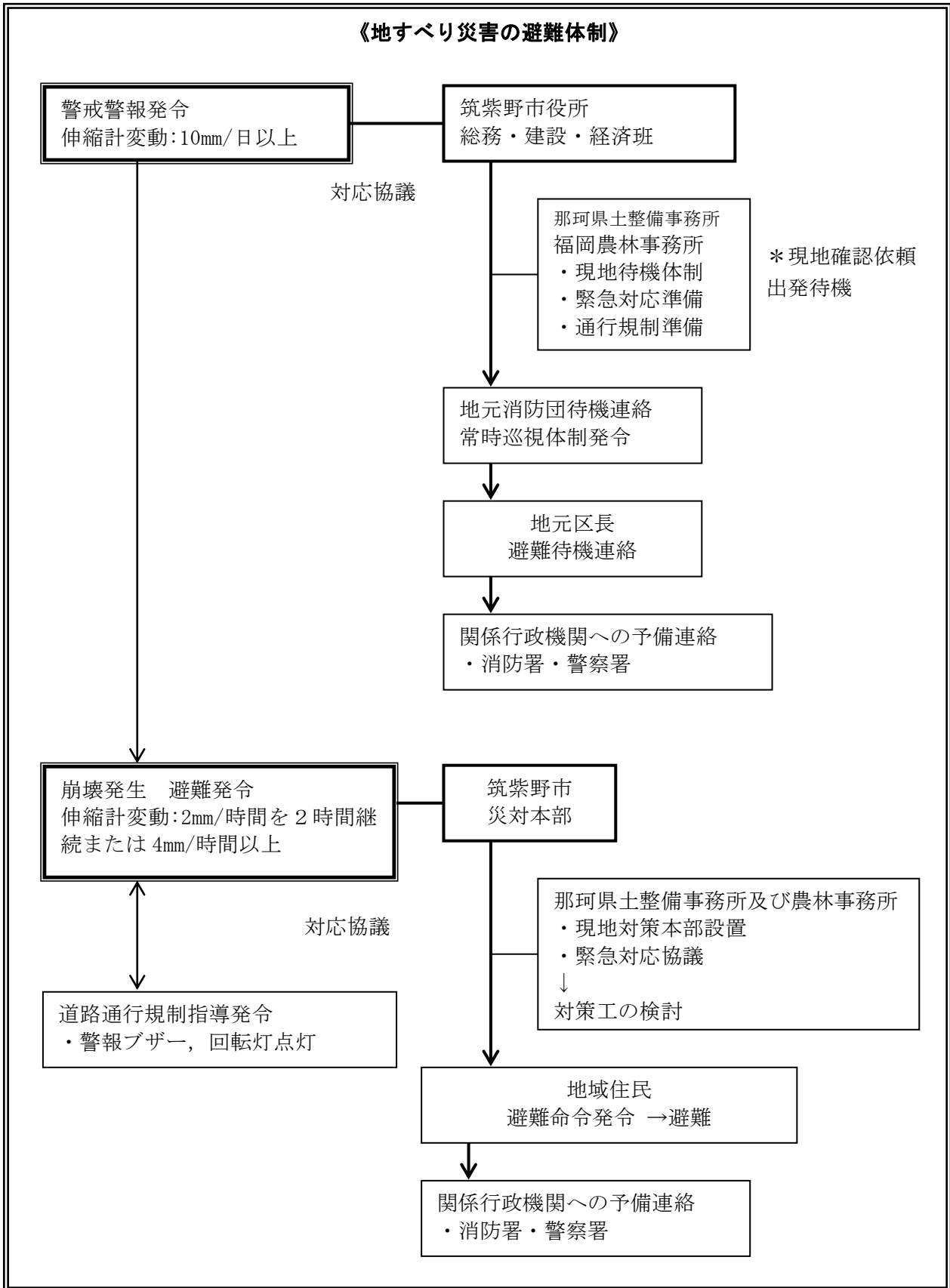
《警戒・避難体制をとる基準：地すべり速度及び前兆現象の危険度》			
警戒体制の基準	要注意	警戒	避難
伸縮計等による基準値	1日1mm以上	1日10mm以上	時間2mm以上を2時間継続または1時間以上4mm以上
前兆現象	地表の凹凸等・家の建て付けの異常値		小崩壊等

資料：地すべり警戒・避難システム（案）（財）砂防・地すべり技術センター

2) 警戒避難体制



《地すべり災害の避難体制》



第3項 災害発生時の報告

1. 災害発生時の報告

- (1) 市は、土砂災害が発生した場合、地すべり・急傾斜地災害報告、土石流災害報告、土砂災害及び警戒避難体制記録等により、県（那珂県土整備事務所及び農林事務所）に報告を行う。
- (2) 市は、県（那珂県土整備事務所及び農林事務所）に対する報告の他、本章第5節「被害情報収集伝達計画」により県（消防防災指導課）に被害状況を報告する。

第4項 救助活動

1. 救助活動

市は、土砂災害による被害を拡大させないため、直ちに救助活動を実施する。

- (1) 救出計画の立案
この際、次の事項を配慮した実施計画を樹立する。
 - 1) 被害者の救出
 - 2) 倒壊家屋の除去
 - 3) 流出土砂・岩石の除去
 - 4) 救助資機材の調達
 - 5) 関係機関の応援体制

2. 警察及び消防機関

土砂災害が発生した場合は、市、その他の関係機関と連携し、本章第13節「救出計画」に基づく所要の活動を行うとともに、二次災害防止に必要な警戒警備等の所要の措置をとる。

3. 県

市から、救助活動について応援をもとめられたときは、周辺市町、陸上自衛隊、その他関係機関とともに協力し、救助活動を実施する。